

「(仮称)北斗市手話言語条例(案)」に対するパブリックコメントによる意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	意見の内容	市の考え方
1	前文	<p>ろう者の標記について 初めて読んだ時。「ろう者」ということばに差別用語的なニュアンスがあるような感じを受けました。 北海道の「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」では「聴覚障がい者」のことばが使われており、不思議に思いました。 そこで調べたところ、聴覚障がい者は、ろう者・中途失聴者・難聴者、に分けられており、「ろう者」とは、乳幼児期から聞こえないことにより音声言語を獲得できず、まず手話を言語として獲得した方々ということを知りました。 そこを理解した上でこの条例を読みますと、ろう者に配慮した素晴らしいものだと思います。 そこで、条例の前文に「ろう者」を説明する文を加えていただきたいとします。</p>	<p>障害者権利条約(訳文)等において、「ろう者」という言葉が使われており、また、「ろう者」という言葉を市民に理解してもらいたいという意図からも使用しています。 「ろう者」を説明する文を加えていただきたいのご意見ですが、条例を市民に周知する段階において、説明文を加えるなど検討したいと考えていますが、条例については原案の通りとさせていただきます。</p>
2	附則第2項	<p>”条例の施行の状況について検討を加える”際には、我々当事者の意見を聴く、意見交換会を開いてほしいので、下線の文言を加えてほしい。</p>	<p>今回の条例案作成にあたっては、関係団体の皆様から貴重なご意見をいただき、原案の作成に至っております。 条例の施行の状況について検討をする際にも、ろう者や関係団体の方々などに参加をいただき、ご意見を頂戴したいと考えておりますが、その方法については今後策定する施策の推進方針に盛り込みたいと考えておりますので、条例については原案の通りとさせていただきます。</p>
3	附則第2項	<p>「施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。」と書いてあるのですが、市役所内では毎年、異動があり、担当者が替わると思っています。長くても2～3年、短ければ1年で交替となる場合もあると思えます。 引き継ぎ後は、新しい担当者が内容を理解するまでには時間もかかるだろうし、きちんと行われているかを職場内でチェックする機能についても不安があり、せつかくの手話言語条例が意味のないものになってしまう恐れがあるのではと心配です 5年というのは長すぎる。毎年、あるいは長くても2年ごとには見直しを行うようにした方がいいと思います。 そして、見直しをする場合は、専門的な第三者に入ってもらい、意見等を聞きながら行うのが良いと思います。</p>	<p>本市の地域福祉計画や障害者福祉計画などの基幹となる計画は5年間で1期として策定されていることから、施行状況についても5年を目途に検討を加えることとしております。 また、市の施策につきましては、単年度で取り組めるものがある一方、関係者との協議に時間を要し、施行までに時間がかかるものもあることから、一定の年限を設け、検討を加えることとしております。 また、今回の条例案作成にあたっては、関係団体の皆様から貴重なご意見をいただき、原案の作成に至っており、条例の施行の状況について検討をする際にも、関係団体の方々に参加をいただき、ご意見を頂戴したいと考えておりますので、今後とも関係団体の皆様のご協力をお願いします。</p>